

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

青森市長

市町村名 (市町村コード)	青森市 (2201)
地域名 (地域内農業集落名)	女鹿沢地区 (増館・下十川・松枝・花岡・女鹿沢・赤茶・沖菟)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月11日、令和6年7月16日 (2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・地域外からの耕作者が多いことから耕作者同士のつながりの場を設け、地域の共同作業の効率化を図る必要がある。 ・過去に基盤整備を実施した区域は、道路や水路が狭いほか、排水不良の農地がみられるため、大型機械が通行可能な通路や用排水の安定的な確保のため、基盤整備の実施に向けた取組が必要である。 ・松枝及び赤茶地域では、区画整理の同意が取れず、何十年も保留となっている。 ・りんご園地を手放す出し手の情報が入りづらく、規模拡大志向のある経営体が借入を希望しても木が伐採され、貸借等ができない場合があり、りんご園地の継続的な有効利用のため、農地中間管理機構を活用した園地の貸借希望の情報収集を行う必要がある。 <p>【地域の基礎的データ】 中心経営体:36経営体 主な作物:水稲、果樹</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・地域の保全会を活用しながら、地域内外の耕作者のつながりの場を設け、地域の共同作業の円滑化を図っていく。 ・基盤整備の同意が取れない現状から、関係機関と連携しながら基盤整備の実施に向けた話し合いを行い、同意に結び付けていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	580.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	580.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農業振興地域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その中でも農業生産の中心となるエリアである農用地で担い手の意向や周辺農地の状況等を勘案し、農地の活用を促進する。</p>

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や認定新規就農者が担い、離農者の農地を集約できるよう、継続して地域内の話し合いを行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、地域内の話し合いによる合意形成を基本に、各種補助事業を活用し、農用地の区画整理・用排水路の整備等のための基盤整備事業を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から新規就農者を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市や農協と連携し就農相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者になりうる担い手等を活用した農作業委託について、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--